

(令和8年第1回定例会3月会議)

## 参考資料（議案関係）



# 議案参考資料

(令和8年第1回定例会3月会議)

担当課(室)係

総務課 人事行政係

## 1. 議案名

議案第10号 かつらぎ町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について

## 2. 背景・経過

本町では、観光振興施策の効率的かつ実効性の高い遂行を図るため、現在、任意団体である「かつらぎ町観光協会」の事務局業務を「特定非営利活動法人かつらぎフルーツ王国振興公社」へ移管する準備を進めております。

移管後の組織において、町との円滑な連携体制を構築するとともに、行政の専門的な知見を有する職員を適切に配置できるよう、当該法人を新たに職員の派遣対象団体として位置づける必要があります。

## 3. 趣旨・目的

本町の観光振興を推進するため、地域振興を担う公社へ町の職員を派遣し、官民一体となった推進体制を確立することで、活力あるまちづくりの着実な実現を図ることを目的とするものです。

## 4. 概要

- ・新たに職員を派遣する公益的法人等として、以下の団体を追加します。

「特定非営利活動法人かつらぎフルーツ王国振興公社」

- ・主な職務

かつらぎ町観光協会から移管された事務局業務の執行及び進行管理

観光協会等と連携した地域資源の戦略的なプロモーション展開

業務移管に伴う組織運営の円滑化及び行政との連携体制の整備支援

施行期日 令和8年4月1日

(令和8年第1回定例会3月会議)

【議案第10号 参考資料】

### 特定非営利活動法人かつらぎフルーツ王国振興公社について

1. 名 称：特定非営利活動法人かつらぎフルーツ王国振興公社  
(設立年月日：平成24年12月6日)
2. 所在地：和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2160 番地
3. 概 要：  
地域資源や観光資源を活用し、地域経済の発展と地域の活性化を図るとともに、雇用の確保を行い、もって住民の生活文化の向上と町の活性化に寄与することを目的とする。
4. 主な業務内容：
  - ① 地域資源及び観光資源を活用した地域活性化の観光事業
  - ② 特産品の利用活用による食文化の創造と販売に関する事業
  - ③ 特産品や町キャラクターグッズ等の販路拡大のための調査、研究及び普及に関する事業
  - ④ かつらぎ町活性化の受託事業
  - ⑤ 公社正会員・賛助会員が付託する観光及び農業、商業振興に関する事業
  - ⑥ その他目的達成のために必要な事業

(令和8年第1回定例会3月会議)

【議案第10号 参考資料】

かつらぎ町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例 (平成24年かつらぎ町条例第26号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) 社会福祉法人かつらぎ町社会福祉協議会 (2) 公益財団法人和歌山県下水道公社 (3) 地方公共団体金融機構 (4) 社会福祉法人かつらぎ福祉会 (5) <u>特定非営利活動法人かつらぎフルーツ王国振興公社</u></p> <p>2 (略) 3 (略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>○かつらぎ町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例 (平成24年かつらぎ町条例第26号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) 社会福祉法人かつらぎ町社会福祉協議会 (2) 公益財団法人和歌山県下水道公社 (3) 地方公共団体金融機構 (4) 社会福祉法人かつらぎ福祉会</p> <p>2 (略) 3 (略)</p> <p>(省 略)</p>

# 議案参考資料

担当課（室）係

（令和8年第1回定例会3月会議）

税務課 住民税係

## 1. 議案名

議案第11号 かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

## 2. 背景・経過

「子ども未来戦略」に基づき、抜本的な子ども・子育て支援の強化に向けた施策に対する安定した財源を確保するため、令和6年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。

「子ども・子育て支援金制度」は、子ども・子育て支援施策にかかる財源の一部に充てるための特定財源として、社会全体で子育てを支えるため、医療保険料とあわせて拠出を求める仕組みとなっています。

## 3. 趣旨・目的

「子ども・子育て支援金制度」の創設により、国民健康保険税において、新たに「子ども・子育て支援納付金分」を課税する必要があることから、所要の改正を行おうとするものです。

## 4. 概要

1. 子ども・子育て支援納付金課税限度額  
(第2条及び第23条)

30,000円

2. 子ども・子育て支援納付金の税率について  
(第9条の4から第9条の7まで)

所得割	0.30%
均等割	1,122円
18歳以上均等割	69円
平等割	766円

※県下統一の保険税率となることから、県が本算定を行い税率の決定を行っています。

施行期日 令和8年4月1日

(令和8年第1回定例会3月会議)

【議案第11号 参考資料】

## かつらぎ町国民健康保険税条例の主な改正内容(税率)

表1

税 率	令和8年度	摘 要
子ども・ 子育て 支援分	所得割	0.30 %
	均等割	1,122 円
	18歳以上均等割	69 円
	平等割	766 円
	(特定)	383 円
	(特定継続)	574 円

※ 未就学児については、それぞれ1人につき均等割額の2分の1を軽減します。

※ (特定)特定世帯とは、世帯の者が後期高齢者医療保険に移行したことにより、国保加入者が1人だけになった世帯で、後期高齢者医療保険に移行した者と引き続き同世帯であること、かつ世帯主に変更がないこと。【平等割額の2分の1を軽減します。】

※ (特定継続)特定継続世帯とは、特定世帯になってから5年経過し8年経過するまでの世帯。【平等割額の4分の1を軽減します。】

表2【7割軽減額】

区 分	令和8年度	摘 要
子ども・ 子育て 支援分	均等割	786 円
	18歳以上均等割	49 円
	平等割	537 円
	(特定)	269 円
	(特定継続)	402 円

表3【5割軽減額】

区 分	令和8年度	摘 要
子ども・ 子育て 支援分	均等割	561 円
	18歳以上均等割	35 円
	平等割	383 円
	(特定)	192 円
	(特定継続)	287 円

表4【2割軽減額】

区 分	令和8年度	摘 要
子ども・ 子育て 支援分	均等割	225 円
	18歳以上均等割	14 円
	平等割	154 円
	(特定)	77 円
	(特定継続)	115 円

### 試算表 ①

4人世帯(夫婦40歳～64歳までと40歳未満の子供2人[18歳以上])で、夫の給与収入4,000,000円(所得2,760,000円)の場合【軽減無し】	
項目	税額
従来の国民健康保険税 税額 (基礎分+後期支援分+介護分) 【令和7年度の税率を使用して積算】	512,500
今回の子ども・子育て支援分 税額	12,500
税額 合計 (基礎分+後期支援分+介護分+子ども・子育て支援分)	525,000

### 試算表 ②

4人世帯(夫婦40歳～64歳までと40歳未満の子供2人[18歳以上])で、夫の給与収入3,000,000円(所得2,020,000円)の場合【2割軽減】	
項目	税額
従来の国民健康保険税 税額 (基礎分+後期支援分+介護分) 【令和7年度の税率を使用して積算】	374,200
今回の子ども・子育て支援分 税額	9,100
税額 合計 (基礎分+後期支援分+介護分+子ども・子育て支援分)	383,300

### 試算表 ③

4人世帯(夫婦40歳～64歳までと40歳未満の子供2人[18歳以上])で、夫の給与収入2,000,000円(所得1,320,000円)の場合【5割軽減】	
項目	税額
従来の国民健康保険税 税額 (基礎分+後期支援分+介護分) 【令和7年度の税率を使用して積算】	220,200
今回の子ども・子育て支援分 税額	5,400
税額 合計 (基礎分+後期支援分+介護分+子ども・子育て支援分)	225,600

**試算表 ④**

2人世帯(夫婦40歳から64歳まで)で、所得0円の場合【7割軽減】	
項目	税額
従来の国民健康保険税 税額 (基礎分+後期支援分+介護分) 【令和7年度の税率を使用して積算】	39,000
今回の子ども・子育て支援分 税額	900
税額 合計 (基礎分+後期支援分+介護分+子ども・子育て支援分)	39,900

**試算表 ⑤**

2人世帯(夫婦40歳から64歳まで)で、夫の事業所得1,100,000円の場合【2割軽減】	
項目	税額
従来の国民健康保険税 税額 (基礎分+後期支援分+介護分) 【令和7年度の税率を使用して積算】	191,800
今回の子ども・子育て支援分 税額	4,500
税額 合計 (基礎分+後期支援分+介護分+子ども・子育て支援分)	196,300

**試算表 ⑥**

2人世帯(65歳以上の夫と40歳以上65歳未満の妻)で、夫の事業所得2,020,000円の場合【軽減無し】	
項目	税額
従来の国民健康保険税 税額 (基礎分+後期支援分+介護分) 【令和7年度の税率を使用して積算】	291,300
今回の子ども・子育て支援分 税額	7,900
税額 合計 (基礎分+後期支援分+介護分+子ども・子育て支援分)	299,200

かつらぎ町国民健康保険税条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町国民健康保険税条例(平成9年かつらぎ町条例第33号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、和歌山県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高年齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高年齢者支援金等(以下この条において「後期高年齢者支援金等」という。)、<u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)</u>及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。))の納付に要する費用を除く。)に充</p>	<p>○かつらぎ町国民健康保険税条例(平成9年かつらぎ町条例第33号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、和歌山県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高年齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高年齢者支援金等(以下この条において「後期高年齢者支援金等」という。))及び<u>介護保険法(平成9年法律第23号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)</u>の納付に要する費用を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>

改正後	改正前
<p>てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(和歌山県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が260,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、260,000円とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。))につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が30,000円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p>	<p>(2)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が260,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、260,000円とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p>

改正後	改正前
<p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。))に100分の8.06を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。))以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3、第9条の7及び第23条第1項において同じ。))及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の3、</p>	<p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。))第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。))に100分の8.06を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。))以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。))及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の3及び第2</p>

改正後	改正前
<p>第9条の7及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 21,200円 (2)～(3) (略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</p> <p>第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.30を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,122円とする。</p> <p>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</p> <p>第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について69円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 766円</p> <p>(2) 特定世帯 383円</p>	<p>3条第1項において同じ。)以外の世帯 21,200円 (2)～(3) (略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(3) <u>特定継続世帯 574円</u></p> <p>(省 略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>786円</u></p> <p>ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 49円</u></p>	<p>(省 略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 537円</p> <p>② 特定世帯 269円</p> <p>③ 特定継続世帯 402円</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 561円</p> <p>ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 35円</p> <p>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 383円</p> <p>② 特定世帯 192円</p> <p>③ 特定継続世帯 287円</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税</p>	<p>(2) (略)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 225円</p> <p>ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 14円</p> <p>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 154円</p> <p>② 特定世帯 77円</p> <p>③ 特定継続世帯 115円</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 168円</p> <p>イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 281円</p> <p>ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 449円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 561円</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額 被保険者</p>	<p>2 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保</p>

改正後	改正前
<p>均等割額及び18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)及び18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子</p>	<p>均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 1～2 (略)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 1～2 (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定</p>

改正後	改正前
<p>同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額)を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314</p>	<p>同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額)を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第14条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314</p>

改正後	改正前
<p>「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314</p>

改正後	改正前
<p>は「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場<del>合</del>における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場<del>合</del>における第3</p>	<p>条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場<del>合</del>における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場<del>合</del>における第3</p>

改正後	改正前
<p>条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項と「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2</p>	<p>条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項と「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林</p>

改正後	改正前
<p>項」と、「山林所得金額の合計額( )とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等に特例適用配当等の額の合計額( )と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額( )とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額( )と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p>	<p>所得金額の合計額( )とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額( )と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額( )とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額( )と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p>

改正後	改正前
<p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額は「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>14～15 (略)</p>	<p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額は「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>14～15 (略)</p>

# 議案参考資料

(令和8年第1回定例会3月会議)

担当課(室)係

教育総務課 総務係

## 1. 議案名

議案第12号 かつらぎ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定について

## 2. 背景・経過

町内の小・中学校は、指定緊急避難場所及び指定避難所として指定されており、大規模災害発生時等に避難所として開設されます。

夏季において熱中症が懸念される中、現在屋内運動場には空調設備が設置されておらず、快適な環境を確保することが急務となっています。そのため屋内運動場に空調設備の設置を計画的に進めています。

## 3. 趣旨・目的

空調設備は、災害時以外も屋内運動場利用時に使用されることとなります。その使用料金を定めるため、所要の改正を行おうとするものです。

## 4. 概要

別表に次の内容を追加します。

### (2) 空調設備使用料

種別	使用料(1時間につき)
笠田中学校屋内運動場空調設備	500円
妙寺中学校屋内運動場空調設備	600円
笠田小学校屋内運動場空調設備	500円
大谷小学校屋内運動場空調設備	400円
妙寺小学校屋内運動場空調設備	500円
渋田小学校屋内運動場空調設備	400円

施行期日 令和8年4月1日

(令和8年第1回定例会3月会議)

【議案第12号 参考資料】

かつらぎ町立学校施設使用条例 新旧対照表

改正後		改正前	
○かつらぎ町立学校施設使用条例(昭和33年かつらぎ町条例第19号)		○かつらぎ町立学校施設使用条例(昭和33年かつらぎ町条例第19号)	
(省 略)		(省 略)	
別表(第6条関係)		別表(第6条関係)	
(1) 学校体育施設基本使用料		(1) 学校体育施設基本使用料	
種別	使用料(1時間につき)	種別	使用料(1時間につき)
屋内運動場	200円	屋内運動場	200円
屋外運動場	100円	屋外運動場	100円
(2) 空調設備使用料			
種別	使用料(1時間につき)		
笠田中学校屋内運動場空調設備	500円		
妙寺中学校屋内運動場空調設備	600円		
笠田小学校屋内運動場空調設備	500円		
大谷小学校屋内運動場空調設備	400円		
妙寺小学校屋内運動場空調設備	500円		
渋田小学校屋内運動場空調設備	400円		
(3) 夜間照明設備使用料		(2) 夜間照明設備使用料	
種別	使用料(1時間につき)	種別	使用料(1時間につき)

改正後	改正前												
<table border="1"> <tr> <td>笠田中学校屋外運動場夜間照明設備</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>大谷小学校屋外運動場夜間照明設備</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>渋田小学校屋外運動場夜間照明設備</td> <td>500円</td> </tr> </table>	笠田中学校屋外運動場夜間照明設備	1,000円	大谷小学校屋外運動場夜間照明設備	900円	渋田小学校屋外運動場夜間照明設備	500円	<table border="1"> <tr> <td>笠田中学校屋外運動場夜間照明設備</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>大谷小学校屋外運動場夜間照明設備</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>渋田小学校屋外運動場夜間照明設備</td> <td>500円</td> </tr> </table>	笠田中学校屋外運動場夜間照明設備	1,000円	大谷小学校屋外運動場夜間照明設備	900円	渋田小学校屋外運動場夜間照明設備	500円
笠田中学校屋外運動場夜間照明設備	1,000円												
大谷小学校屋外運動場夜間照明設備	900円												
渋田小学校屋外運動場夜間照明設備	500円												
笠田中学校屋外運動場夜間照明設備	1,000円												
大谷小学校屋外運動場夜間照明設備	900円												
渋田小学校屋外運動場夜間照明設備	500円												
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本町以外に住所を有する者が使用する場合は、基本使用料の10割を加算する。</li> <li>2 利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。</li> <li>3 1時間未満の利用は、1時間とする。</li> </ol> <p>(4) 学校施設基本使用料</p>	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本町以外に住所を有する者が使用する場合は、基本使用料の10割を加算する。</li> <li>2 利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。</li> <li>3 1時間未満の利用は、1時間とする。</li> </ol> <p>(3) 学校施設基本使用料</p>												
<table border="1"> <tr> <td>種別</td> <td>使用料(1時間につき)</td> </tr> <tr> <td>教室 (1教室につき)</td> <td>100円</td> </tr> </table>	種別	使用料(1時間につき)	教室 (1教室につき)	100円	<table border="1"> <tr> <td>種別</td> <td>使用料(1時間につき)</td> </tr> <tr> <td>教室 (1教室につき)</td> <td>100円</td> </tr> </table>	種別	使用料(1時間につき)	教室 (1教室につき)	100円				
種別	使用料(1時間につき)												
教室 (1教室につき)	100円												
種別	使用料(1時間につき)												
教室 (1教室につき)	100円												
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本町以外に住所を有する者が使用する場合は、基本使用料の10割を加算する。</li> <li>2 利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。</li> <li>3 1時間未満の利用は、1時間とする。</li> </ol>	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本町以外に住所を有する者が使用する場合は、基本使用料の10割を加算する。</li> <li>2 利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。</li> <li>3 1時間未満の利用は、1時間とする。</li> </ol>												

# 議案参考資料

担当課（室）係

（令和8年第1回定例会3月会議）

生涯学習課 スポーツ振興係

## 1. 議案名

議案第13号 かつらぎ町スポーツ施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

## 2. 背景・経過

かつらぎ町スポーツ施設である『かつらぎ公園体育センター』は、指定緊急避難場所及び指定避難所として指定されており、大規模災害発生時等に避難所として開設されます。

夏季において熱中症が懸念される中、現在体育センターには空調設備が設置されておらず、快適な環境を確保することが急務となっています。そのため体育センターに空調設備の設置を進めています。

## 3. 趣旨・目的

空調設備は、災害時以外もかつらぎ公園体育センター利用時に使用されることとなります。その使用料を定めるため、所要の改正を行おうとするものです。

## 4. 概要

改正内容

- 別表第1を、「空調設備料 1時間につき」を記載したものに改める。

施設名	区分		使用料 1時間につき	夜間照明設備料 1時間につき	空調設備料 1時間につき
かつらぎ公園 体育センター	町内	片面	250円		350円
		全面	500円		700円
	町外	片面	500円		350円
		全面	1,000円		700円

施行期日 令和8年4月1日

(令和8年第1回定例会3月会議)

【議案第13号 参考資料】

かつらぎ町スポーツ施設設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正後		改正前	
<p>○かつらぎ町スポーツ施設設置及び管理に関する条例 (令和7年かつらぎ町条例第20号)</p> <p>(本 則 省 略)</p>		<p>○かつらぎ町スポーツ施設設置及び管理に関する条例 (令和7年かつらぎ町条例第20号)</p> <p>(本 則 省 略)</p>	
別表第1(第11条関係)			
施設名	区分	使用料 1時間につき	夜間照明設備料 1時間につき
かつらぎ公園 体育センター	町内	250円	350円
	全面	500円	700円
	町外	500円	350円
	全面	1,000円	700円
かつらぎ公園 グラウンド	町内	400円	500円
	町外	800円	500円
かつらぎ公園 テニスコート	町内	100円	300円
	町外	200円	300円
かつらぎ公園 スポーツセンター 市民プール	無料		
	別表第3に定める額		
別表第1(第11条関係)		使用料 1時間につき	夜間照明設備料 1時間につき
かつらぎ公園 体育センター	町内	250円	250円
	全面	500円	500円
	町外	500円	500円
	全面	1,000円	1,000円
かつらぎ公園 グラウンド	町内	400円	400円
	町外	800円	800円
かつらぎ公園 テニスコート	町内	100円	100円
	町外	200円	200円
かつらぎ公園 スポーツセンター 市民プール	無料		
	別表第3に定める額		

改正後		改正前	
スポーツ施設に附帯するその他の園地		スポーツ施設に附帯するその他の園地	
かつらぎ河川グラウンド第1コート	町内 400円	かつらぎ河川グラウンド第1コート	町内 400円
	町外 800円		町外 800円
かつらぎ河川グラウンド第2コート	町内 400円	かつらぎ河川グラウンド第2コート	町内 400円
	町外 800円		町外 800円
中飯降公園グラウンド	町内 500円	中飯降公園グラウンド	町内 500円
	町外 1,000円		町外 1,000円
河南公園グラウンド	町内 500円	河南公園グラウンド	町内 500円
	町外 1,000円		町外 1,000円
笠田東少年スポーツ広場	町内 400円	笠田東少年スポーツ広場	町内 400円
	町外 800円		町外 800円
スポーツ施設に設置する自動販売機	1台につき 売上金額の10% 以上25%以内	スポーツ施設に設置する自動販売機	1台につき 売上金額の10% 以上25%以内

(省 略)

(省 略)

# 議案参考資料

担当課（室）係

（令和8年第1回定例会3月会議）

こども未来課 青少年育成係

## 1. 議案名

議案第14号 かつらぎ町立児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
制定について

## 2. 背景・経過

現在の大谷児童館は、旧大谷幼稚園の建物を再利用した施設であり建築から約70年が経過しているため、経年劣化が進み、耐震性能も不足している状況です。

このことを踏まえ、大谷児童館の児童館機能を耐震基準を満たす大谷小学校内へ移転することとなりました。

## 3. 趣旨・目的

大谷児童館の児童館機能を大谷小学校内へ移転することに伴い、所要の改正を行おうとするものです。

## 4. 概要

別表第1（第1条関係）の表中を次のとおり改めます。

	名称	位置
新	大谷児童館	かつらぎ町大字大谷338番地の1
旧	大谷児童館	かつらぎ町大字大谷147番地の1

施行期日 令和8年4月1日



(令和8年第1回定例会3月会議)

【議案第14号 参考資料】

かつらぎ町立児童館設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正後		改正前	
<p>○かつらぎ町立児童館設置及び管理に関する条例 (令和7年かつらぎ町条例第21号)</p> <p>(省 略)</p>		<p>○かつらぎ町立児童館設置及び管理に関する条例 (令和7年かつらぎ町条例第21号)</p> <p>(省 略)</p>	
別表第1(第1条関係)			
名称	位置	名称	位置
丁ノ町児童館	かつらぎ町大字丁ノ町297番地の1	丁ノ町児童館	かつらぎ町大字丁ノ町297番地の1
西渋田児童館	かつらぎ町大字西渋田61番地の1	西渋田児童館	かつらぎ町大字西渋田61番地の1
大谷児童館	かつらぎ町大字大谷338番地の1	大谷児童館	かつらぎ町大字大谷147番地の1
笠田西部児童館	かつらぎ町大字萩原65番地の1	笠田西部児童館	かつらぎ町大字萩原65番地の1
山崎児童館	かつらぎ町大字山崎184番地	山崎児童館	かつらぎ町大字山崎184番地
四郷児童館	かつらぎ町大字広口1197番地	四郷児童館	かつらぎ町大字広口1197番地
高田児童館	かつらぎ町大字高田67番地の2	高田児童館	かつらぎ町大字高田67番地の2
平沼田児童館	かつらぎ町大字平沼田182番地	平沼田児童館	かつらぎ町大字平沼田182番地
名山児童館	かつらぎ町大字東渋田620番地の1	名山児童館	かつらぎ町大字東渋田620番地の1
中飯降児童館	かつらぎ町大字中飯降284番地の1	中飯降児童館	かつらぎ町大字中飯降284番地の1
笠田東児童館	かつらぎ町大字笠田東353番地の1	笠田東児童館	かつらぎ町大字笠田東353番地の1
妙寺児童館	かつらぎ町大字妙寺445番地の1	妙寺児童館	かつらぎ町大字妙寺445番地の1
(省 略)		(省 略)	

# 議案参考資料

担当課（室）係

（令和8年第1回定例会3月会議）

こども未来課 子育て支援係

## 1. 議案名

議案第15号 かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

## 2. 背景・経過

令和7年度に乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設され、令和8年度からは全自治体で実施されることとなりました。

## 3. 趣旨・目的

令和8年度から本事業を実施するにあたり利用料について、必要な事項を定めるため、所要の改正を行おうとするものです。

## 4. 概要

①乳児等通園支援事業を利用した場合の利用料を定めます。（第7条の2、第9条及び別表第5関係）

別表第5（第7条の2関係）乳児等通園支援利用料

区分	乳児等通園支援利用料
	(子ども1人につき)
1時間あたり	300円

②利用料負担対象者の表記を整理します。（第1条、第4条、第5条及び第6条関係）

③延長保育料の表記を改めます。（別表第2延長保育料関係）

(現行) 別表第2（第5条関係）延長保育料

区分	日額 延長保育料
	(子ども1人につき)
午後6時を超えて午後7時まで	100円
午後7時を超えて午後8時まで	200円



(改正後) 別表第2（第5条関係）延長保育料

区分	延長保育料
	(子ども1人につき)
午後6時を超えて1時間あたり	100円

施行期日 令和8年4月1日

かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例 (平成27年かつらぎ町条例第27号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)その他関係法令の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し、<u>利用者が負担する費用について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額(かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年かつらぎ町条例第28号)第13条第1項に規定する利用者負担額及び第43条第1項に規定する利用者負担額をいう。以下</p>	<p>○かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例 (平成27年かつらぎ町条例第27号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)その他関係法令の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し、<u>教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者(以下「教育・保育給付認定保護者」という。)</u>が負担する費用(以下「利用者負担額」という。)<u>に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額(かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例(平成26年かつらぎ町条例第28号)第13条第1項に規定する利用者負担額及び第43条第1項に規定する利用者負担額をいう。)<u>は、別表第1のと</u></p>

改正後	改正前
<p>「利用者負担額」という。)は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(利用者負担額の徴収)</p> <p>第4条 町長は、町が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を行う事業所において教育・保育を受けた子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者(以下「教育・保育給付認定保護者」という。)から、前条に定める利用者負担額を徴収する。</p> <p>(省 略)</p> <p>(延長保育料)</p> <p>第5条 町長は、町立こども園(かつらぎ町立こども園の設置及び管理に関する条例(平成27年かつらぎ町条例第25号)第3条に規定することも園をいう。以下同じ。)において延長保育を受けた子どもの教育・保育給付認定保護者から、別表第2に定める延長保育料を徴収する。</p> <p>(預かり保育料)</p> <p>第6条 町長は、町立こども園及び町立幼稚園(かつらぎ町立幼稚園設置条例(昭和47年かつらぎ町条例第5号。以下「幼稚園設置条例」という。)第2条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)において預かり保育を受けた子どもの教育・保育給付認定保護者から、別表第3に定める預かり保育料を徴収する。</p> <p>(省 略)</p>	<p>おりとする。</p> <p>(利用者負担額の徴収)</p> <p>第4条 町長は、町が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を行う事業所において教育・保育を受けた子どもの教育・保育給付認定保護者等から、前条に定める利用者負担額を徴収する。</p> <p>(省 略)</p> <p>(延長保育料)</p> <p>第5条 町長は、町立こども園(かつらぎ町立こども園の設置及び管理に関する条例(平成27年かつらぎ町条例第25号)第3条に規定することも園をいう。以下同じ。)において延長保育を受けた子どもの教育・保育給付認定保護者等から、別表第2に定める延長保育料を徴収する。</p> <p>(預かり保育料)</p> <p>第6条 町長は、町立こども園及び町立幼稚園(かつらぎ町立幼稚園設置条例(昭和47年かつらぎ町条例第5号。以下「幼稚園設置条例」という。)第2条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)において預かり保育を受けた子どもの教育・保育給付認定保護者等から、別表第3に定める預かり保育料を徴収する。</p> <p>(省 略)</p>

改正後	改正前										
<p>(乳児等通園支援利用料)</p> <p>第7条の2 町長は、町立こども園において乳児等通園支援を受けた子ども の保護者又は扶養義務者から、別表第5に定める利用料を徴収する。</p> <p>(利用者負担額等の納付)</p> <p>第9条 町長が徴収する第4条から第7条に規定する利用者負担額、延長 保育料、預かり保育料、一時保育料及び乳児等通園支援利用料(以下 「利用者負担額等」という。)の納付期限については、別に定める。</p> <p>(省 略)</p> <p>別表第2(第5条関係)延長保育料</p> <table border="1" data-bbox="959 1144 1098 2123"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>延長保育料 (子ども1人につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後6時を超えて1時間あたり</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この表における午後6時を超えてからの延長保育料は、開園後1 1時間を超える場合に限る。</li> <li>別表第1のA階層又はB階層若しくはひとり親世帯等でC1階層 に該当する場合は、延長保育料を無料とする。</li> </ol>	区分	延長保育料 (子ども1人につき)	午後6時を超えて1時間あたり	100円	<p>(新設)</p> <p>(利用者負担額等の納付)</p> <p>第9条 町長が徴収する第4条から第7条に規定する利用者負担額、延長 保育料、預かり保育料及び一時保育料(以下「利用者負担額等」とい う。)の納付期限については、別に定める。</p> <p>(省 略)</p> <p>別表第2(第5条関係)延長保育料</p> <table border="1" data-bbox="959 107 1142 1084"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>日額 延長保育料 (子ども1人につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後6時を超えて午後7時まで</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>午後7時を超えて午後8時まで</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この表における午後6時を超えてからの延長保育料は、開園後1 1時間を超える場合に限る。</li> <li>別表第1のA階層又はB階層若しくはひとり親世帯等でC1階層 に該当する場合は、延長保育料を無料とする。</li> </ol>	区分	日額 延長保育料 (子ども1人につき)	午後6時を超えて午後7時まで	100円	午後7時を超えて午後8時まで	200円
区分	延長保育料 (子ども1人につき)										
午後6時を超えて1時間あたり	100円										
区分	日額 延長保育料 (子ども1人につき)										
午後6時を超えて午後7時まで	100円										
午後7時を超えて午後8時まで	200円										

改正後	改正前				
<p>3 <u>1時間未満の利用は、1時間とする。</u></p> <p>(省 略)</p> <p>別表第5(第7条の2関係)乳児等通園支援利用料</p> <table border="1" data-bbox="525 1229 678 2119"> <tr> <td data-bbox="525 1675 616 2119">区分</td> <td data-bbox="525 1229 616 1675">乳児等通園支援利用料 (子ども1人につき)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="616 1675 678 2119">1時間あたり</td> <td data-bbox="616 1229 678 1675">300円</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>1時間未満の利用は、1時間とする。</u></p>	区分	乳児等通園支援利用料 (子ども1人につき)	1時間あたり	300円	<p>(省 略)</p> <p>(新設)</p>
区分	乳児等通園支援利用料 (子ども1人につき)				
1時間あたり	300円				

# 議案参考資料

担当課（室）係

（令和8年第1回定例会3月会議）

住民環境課 環境衛生係

## 1. 議案名

議案第16号 かつらぎ町飲料水供給施設整備事業受益者分担金条例の一部を改正する条例制定について

## 2. 背景・経過

令和3年度から取り組んできた下志賀地区飲料水供給施設について、令和8年度より給水を開始できる見込みとなりました。

## 3. 趣旨・目的

下志賀地区飲料水供給施設から給水を受ける受益者より分担金を徴収するため、所要の改正を行おうとするものです。

なお、宮本地区飲料水供給施設は、上下水道課へ移管が完了し、給水が開始されているため、整備時受益者として本条例による分担金納付を求めることがないことから、別表より削除し、今回整備を行った下志賀地区飲料水供給施設を別表に追加します。

## 4. 概要

別表中

宮本地区飲料水供給施設整備事業受益者分担金	250,000円
-----------------------	----------

を削除し、

下志賀地区飲料水供給施設整備事業受益者分担金	250,000円
------------------------	----------

を追加します。

施行期日 令和8年4月1日

(令和8年第1回定例会3月会議)

【議案第16号 参考資料】

かつらぎ町飲料水供給施設整備事業受益者分担金条例 新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○かつらぎ町飲料水供給施設整備事業受益者分担金条例 (平成29年かつらぎ町条例第7号)</p> <p>(省 略)</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="750 1120 845 2170"> <tr> <td>名称</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>下志賀地区飲料水供給施設整備事業受益者分担金</td> <td>250,000円</td> </tr> </table>	名称	金額	下志賀地区飲料水供給施設整備事業受益者分担金	250,000円	<p>○かつらぎ町飲料水供給施設整備事業受益者分担金条例 (平成29年かつらぎ町条例第7号)</p> <p>(省 略)</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="750 87 845 1120"> <tr> <td>名称</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>宮本地区飲料水供給施設整備事業受益者分担金</td> <td>250,000円</td> </tr> </table>	名称	金額	宮本地区飲料水供給施設整備事業受益者分担金	250,000円
名称	金額								
下志賀地区飲料水供給施設整備事業受益者分担金	250,000円								
名称	金額								
宮本地区飲料水供給施設整備事業受益者分担金	250,000円								

# 議案参考資料

担当課（室）係

（令和8年第1回定例会3月会議）

上下水道課 総務係

## 1. 議案名

議案第17号 かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

## 2. 背景・経過

星山地区の一部には、水道未普及世帯があり、当該世帯については取り水などで対応していましたが、近年異常気象により取り水による生活用水の確保が困難になってきています。

そのため、未普及世帯の解消と安定した給水の確保のため、天野簡易水道の対象区域を拡張し、星山地内水源からの取水に併せて天野簡易水道からの給水も実施します。

また、下天野地区において、未普及地域の解消のため給水区域を拡張します。

## 3. 趣旨・目的

旧星山飲料水供給施設の水源を追加するとともに、下天野地区の給水区域を拡張し、計画給水人口及び給水量の見直しをします。

## 4. 概要

計画給水人口 既認可 330人 → 変更後 310人

計画一日最大給水量 既認可 145m<sup>3</sup>/日 → 変更後 154m<sup>3</sup>/日

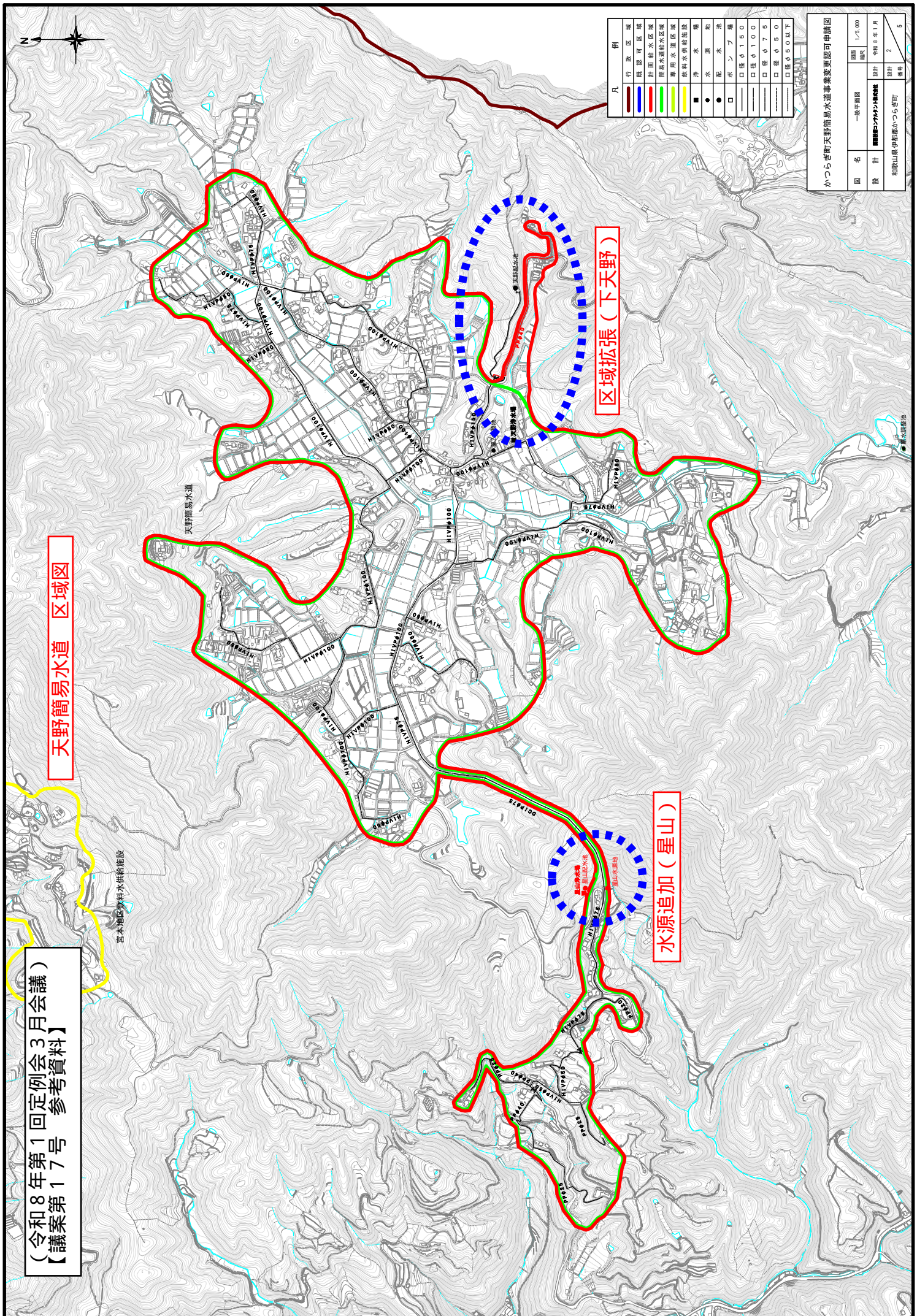
取水地点の追加 星山水源地（湧水）

給水区域の追加 下天野の一部

施行期日 令和8年4月1日

(令和8年第1回定例会3月会議)  
【議案第17号 参考資料】

天野簡易水道 区域図



凡	例
—	行政区界
—	既認可区域
—	計画給水区域
—	簡易水道給水区域
—	専用水道区域
—	飲料水供給施設
●	水源地
●	配水池
□	ポンプ場
○	口径φ150
○	口径φ100
○	口径φ75
○	口径φ50
○	口径φ50以下

かつらぎ町天野簡易水道事業変更認可申請図	
図名	一般平面図
縮尺	1/5,000
設計	和歌山県伊都郡かつらぎ町
設計	令和8年1月
設計	2
設計	5

(令和8年第1回定例会3月会議)

【議案第17号 参考資料】

かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

改正後		改正前	
<p>○かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (平成10年かつらぎ町条例第1号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(経営の基本) 第2条 (略)</p> <p>2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次表のとおりとする。</p>		<p>○かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (平成10年かつらぎ町条例第1号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(経営の基本) 第2条 (略)</p> <p>2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次表のとおりとする。</p>	
事業	給水区域 (大字等)	給水人口 (人)	1日最大給水量 (立方メートル)
上水道	高田、移、背ノ山、窪、萩原、笠田中、笠田東、佐野、広浦、大谷、蛭子、大藪、柏木、丁ノ町、新田、妙寺、西飯降、中飯降、大畑(字犬ノ鼻)、短野(広野)、橋	13,400	6,600

改正後		改正前	
本市高野口町竹尾のうち水道法(昭和32年法律第177号)第6条第1項の規定に基づく事業認可を受けた区域(以下「認可区域」という。)	本市高野口町竹尾のうち水道法(昭和32年法律第177号)第6条第1項の規定に基づく事業認可を受けた区域(以下「認可区域」という。)		
広口簡易水道	広口、滝、萩原、笠田のうち認可区域	270	270
渋田簡易水道	西渋田、島、東渋田、平沼田、寺尾のうち認可区域	2,290	2,290
見好東部簡易水道	寺尾、兄井、三谷、山崎のうち認可区域	1,170	1,170
教良寺簡易水道	教良寺のうち認可区域	167	167
御所簡易水道	御所、星川のうち認可区域	200	200
天野簡易水道	上天野、下天野、星山のうち認可区域	310	330
新城簡易水道	新城のうち認可区域	160	160
		130	130
		584	584
		546	546
		50	50
		80	80
		154	145
		55	55

改正後		改正前	
花園梁瀬簡易水道	花園梁瀬のうち認可区域	400	91
大畑飲料水供給施設	大畑のうち給水可能な区域	96	14
大久保飲料水供給施設	東谷、平のうち給水可能な区域	100	32.5
宮本飲料水供給施設	宮本のうち給水可能な区域	39	12
山崎飲料水供給施設	山崎のうち給水可能な区域	96	29
3 (略)	(省 略)	3 (略)	(省 略)

# 議案参考資料

担当課（室）係

（令和8年第1回定例会3月会議）

上下水道課 総務係

## 1. 議案名

議案第18号 かつらぎ町下水道条例の一部を改正する条例制定について

## 2. 背景・経過

下水道事業は独立採算が原則ですが、整備に多額の投資が必要なため、その返済も含めた経費を現在の下水道使用料収入で賄うことが出来ず、一般会計からの繰入で賄っています。

下水道事業を取り巻く状況として、人口減少による利用者の減少や、物価高騰による経費の増加など、今後更に厳しくなることが予想されます。

なお、下水道使用料につきましては、消費税率の改定を含めると、過去に3回改定しています。

### 【過去の改定の時期と事由】

平成25年4月 流域下水道維持管理負担金単価の改定（103.7円/m<sup>3</sup>→110.4円/m<sup>3</sup>）

平成26年4月 消費税率の改定（5%→8%）

令和元年10月 消費税率の改定（8%→10%）

## 3. 趣旨・目的

使用料改定により財政基盤の強化を図り、持続可能な下水道事業を目指します。

## 4. 概要

下水道使用料

（消費税抜き）

改定前 基本使用料 1,430円/月 → 改定後 1,500円/月

（基本排水量10m<sup>3</sup>を含む）

超過使用料 143円/m<sup>3</sup> → 150円/m<sup>3</sup>

※それぞれの額に消費税相当額を加算。ただし、10円未満の端数は四捨五入。

施行期日 令和8年10月1日

改定時期 令和8年11月分から適用（経過措置）

(令和8年第1回定例会3月会議)

【議案第18号 参考資料】

かつらぎ町下水道条例 新旧対照表

改正後		改正前																													
<p>○かつらぎ町下水道条例（平成12年かつらぎ町条例第27号）</p> <p>（省 略）</p> <p>（使用料の算定方法）</p> <p>第19条 使用料の額は、次の表に定める金額それぞれに、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額に相当する額(ただし、それぞれ額の額に10円未満の金額が生じたときは、これを四捨五入した額とする。)を加算し、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に 応じて算出した合計額とする。</p> <p>(1か月当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">基本使用料</th> <th colspan="2">超過使用料(1立方メートルにつき)</th> </tr> <tr> <th>排除汚水量</th> <th>金額</th> <th>排除汚水量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚水</td> <td>10立方メートルまで</td> <td>1,500円</td> <td>10立方メートルを超える</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 (略)</p> <p>（省 略）</p>		区分	基本使用料		超過使用料(1立方メートルにつき)		排除汚水量	金額	排除汚水量	金額	汚水	10立方メートルまで	1,500円	10立方メートルを超える	150円	<p>○かつらぎ町下水道条例（平成12年かつらぎ町条例第27号）</p> <p>（省 略）</p> <p>（使用料の算定方法）</p> <p>第19条 使用料の額は、次の表に定める金額それぞれに、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額に相当する額(ただし、それぞれ額の額に10円未満の金額が生じたときは、これを四捨五入した額とする。)を加算し、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に 応じて算出した合計額とする。</p> <p>(1か月当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">基本使用料</th> <th colspan="2">超過使用料(1立方メートルにつき)</th> </tr> <tr> <th>排除汚水量</th> <th>金額</th> <th>排除汚水量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚水</td> <td>10立方メートルまで</td> <td>1,430円</td> <td>10立方メートルを超える</td> <td>143円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 (略)</p> <p>（省 略）</p>		区分	基本使用料		超過使用料(1立方メートルにつき)		排除汚水量	金額	排除汚水量	金額	汚水	10立方メートルまで	1,430円	10立方メートルを超える	143円
区分	基本使用料		超過使用料(1立方メートルにつき)																												
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額																											
汚水	10立方メートルまで	1,500円	10立方メートルを超える	150円																											
区分	基本使用料		超過使用料(1立方メートルにつき)																												
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額																											
汚水	10立方メートルまで	1,430円	10立方メートルを超える	143円																											

# 議案参考資料

(令和8年第1回定例会3月会議)

担当課(室)係

危機管理課 消防係

## 1. 議案名

議案第19号 かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

## 2. 背景・経過

第219回臨時国会において、一般職の職員の給与に関する法律に基づく公安職俸給表(一)の改定が行われました。また、昨年成立した同改正法により改定された扶養手当に関する規定について、令和8年3月31日に経過措置が終了することを踏まえ、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されました。

## 3. 趣旨・目的

非常勤消防団員等に係る損害補償については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の定める基準に従い、各市町村が条例で定める額に基づき行うこととなっております。

この度、この政令について、最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

## 4. 概要

### ① 別表第1(第5条関係)

補償基礎額表

(単位:円)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340 (12,900)	14,170 (13,700)	15,000 (14,500)
分団長及び副分団長	11,670 (11,300)	12,500 (12,100)	13,340 (12,900)
部長、班長及び団員	10,000 (9,700)	10,840 (10,500)	11,670 (11,300)

備考: ( ) 内書は現行の補償基礎額である。

### ② 第5条第2項関係

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、最高額を14,500円から15,000円に引き上げます。

### ③ 第5条第3項関係

#### 【改正後の扶養に係る補償基礎額の加算額】

令第2条第3項における号	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区分	配偶者 <small>(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</small>	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
令和7年度	加算額(日額)	100円	383円	217円		
令和8年度	加算額(日額)	廃止	433円	217円		

(施行期日) 令和8年4月1日

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例 (昭和41年かつらぎ町条例第24号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p>	<p>○かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例 (昭和41年かつらぎ町条例第24号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p>

改正後	改正前																
<p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子  (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫  (3) 60歳以上の父母及び祖父母  (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹  (5) 重度心身障害者</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第1(第5条関係) 補償基礎額表</p> <table border="1" data-bbox="1313 1126 1407 2159"> <tr> <td rowspan="2">階級</td> <td colspan="2">勤務年数</td> </tr> <tr> <td>10年未満</td> <td>10年以上20年未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>20年以上</td> </tr> </table>	階級	勤務年数		10年未満	10年以上20年未満			20年以上	<p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)  (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子  (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫  (4) 60歳以上の父母及び祖父母  (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹  (6) 重度心身障害者</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第1(第5条関係) 補償基礎額表</p> <table border="1" data-bbox="1313 82 1407 1126"> <tr> <td rowspan="2">階級</td> <td colspan="2">勤務年数</td> </tr> <tr> <td>10年未満</td> <td>10年以上20年未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>20年以上</td> </tr> </table>	階級	勤務年数		10年未満	10年以上20年未満			20年以上
階級		勤務年数															
	10年未満	10年以上20年未満															
		20年以上															
階級	勤務年数																
	10年未満	10年以上20年未満															
		20年以上															

改正後			改正前		
		満			満
団長及び副団長	13,340円	14,170円	12,900円	13,700円	14,500円
分団長及び副分団長	11,670円	12,500円	11,300円	12,100円	12,900円
部長、班長及び団員	10,000円	10,840円	9,700円	10,500円	11,300円
(省 略)			(省 略)		